

賛助会員入会取扱基準

京都産業大学同窓会会則第5条第5号に示す賛助会員は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- 1 中途退学理由が、処分退学又はそれに類するものに該当しないこと。
- 2 この基準の改廃は、理事会の議を経て行うことができる。

附 則

この基準は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和55年7月27日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年12月1日から適用する。